

農業委員会の共同設置を 可能とする特例措置(1)

(第 60 回提案検討委員会資料より)

■ 農業委員会について	1
■ 農業委員会の共同設置について	3
■ 関係法令	5

農業委員会について

農業委員会の業務

優良農地の確保と有効活用を促進するため、農地法等に基づく「農地の売買」、「貸借の許可」、「農地転用の意見具申」、「遊休農地の調査・指導」など農地行政に係る事務を所掌

農業委員会の設置基準

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づく市町村の行政委員会
- 原則として市町村に1つ設置する

〈例外〉

- ・ 農地がない市町村は農業委員会を置かない。
- ・ 農地面積が小さい市町村は、農業委員会を置かないことができる。
(北海道内の市町村は 800ha 以下、都府県内の市町村は 200ha 以下)
- ・ 面積が 24,000ha を超える市町村又は農地面積が 7,000ha を超える市町村は、一の市町村内に二以上の農業委員会を置くことができる。



**農地面積が 800ha を超える市町村は、人口等の規模に関わらず、
単独で農業委員会を設置しなければならない。**

農業委員会の設置状況

- 農業委員会を設置している市町村 169市町村
- 農業委員会の数 170 (北見市は2つの委員会を設置)

※ 未設置市町村

室蘭市、歌志内市、上砂川町、泊村、神恵内村、鹿部町、礼文町、利尻町、利尻富士町、羅臼町

※ 農地面積は 800ha 以下だが設置している市町村

小樽市、夕張市、松前町、福島町、奥尻町、島牧村、寿都町、岩内町、古平町、占冠村

農業委員会の委員数

【市町村長の選任による委員】

- ・ 農業協同組合が推薦した理事又は組合員 1名
- ・ 農業共済組合が推薦した理事又は組合員 1名
- ・ 土地改良区が推薦した理事又は組合員 1名
- ・ 市町村議会が推薦した学識経験者 4名以内

【選挙による委員】

40人を超えない範囲で市町村の条例で定める。

※委員数の上限人数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2において、農地面積と農業者数により、20人、30人、40人の3段階が設定されている。

農業委員会の共同設置について

地方自治法第252条の7第1項

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

地方自治法第138条の4第1項

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

〈以下、省略〉

【逐条地方自治法・第7次改訂版／252条の7関係抜すい】

農業委員会、海区漁業調整委員会は執行機関（法第138条の4①）であり、ただし書きによる政令で本条の適用を排除しないので、本条に基づく共同設置ができるのではないかとする向きもあるが、これらの公選の委員を共同設置した場合の選任方法については、別段の規定がないので、現行法上はこれらの共同設置は予定されていないと解される。

これらの共同設置を認めるためには、地方自治法第252条の9第1項において議会の選挙に係る委員会の委員選任手続きの特例が規定されているように、公選の委員の選任手続きを特に規定しなければならないものというべきであろう。

【地方自治法第252条の9～共同設置する機関の委員等の選任方法を規定】

- 第1項：普通地方公共団体の議会が選挙すべき者の選任方法
～選挙管理委員、選挙管理委員補充員
- 第2項：普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべき者の選任方法
～教育委員会の委員、人事委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員等
- 第3項：普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべき者の選任
～自治紛争処理委員、社会教育委員等



農業委員のうち市町村長により選任される委員は、第3項の適用を受ける。
農業委員のうち選挙により選任される委員は、該当する規定がない。



農業委員会の共同設置を可能とするためには、農業委員のうち選挙により選任される委員の選任手続きに関する規定の整備が必要

「農業委員会の共同設置」関係法令

農業委員会等に関する法律

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(選挙による委員)

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各一人
- 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者四人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

農業委員会等に関する法律施行令

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

第二条 法第三条第五項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては八百ヘクタール、都府県にあつては二百ヘクタールを超えない市町村とする。

第二条の二 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第十二条第一号の委員として選任しなければならない委員の数と四人（同条第二号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分		委員の数の上限
一	(一) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 十アール（北海道にあつては、三十アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	二十人
二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人
三	その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人

地方自治法

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。)、第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第五十六条第一項に規定する行政機関、第五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
 - 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会
 - 4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

- 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。
- 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- 8 第四百三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
- 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
- 一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。
- 5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

農業委員会の共同設置を 可能とする特例措置 (2)

■ 農業委員会とは	1
■ 北海道の農業委員会の現状	2
■ 規制改革実施計画（農業分野の抜粋）	3
■ 「日本再興戦略」改訂2014（農業関係の抜粋）	6

「農業委員会」とは

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）により設置された市町村の行政委員会

○ 農業委員会の業務

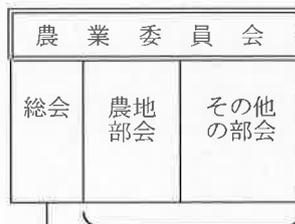
- ・ 優良農地の確保と有効利用を促進
- ・ 農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買や貸借の許可
- ・ 農地転用の意見具申
- ・ 遊休農地の調査・指導
- ・ 担い手への農地の集積を図るための活動

※ 農地行政に係る事務、農業者の公的代表機関として地域農業の振興を図るための農地の利用調整活動、調査研究などを実施。

農業委員会の組織と業務

(組織)

市町村長による選任
 ・ 総合農協の理事・組合員1名
 ・ 農業共済組合の理事・組合員1名
 ・ 土地改良区の理事・組合員1名
 ・ 学識経験者4名（条例でこれより少ない人数を定めている場合は、その人数）以内



選挙による委員
 40人を超えない範囲で条例で定める。

農業者

(議決)

・ 議決は全て総会。
 ・ 部会の議決は、総会の議決とみなす。
 ・ 総会は部会に報告を求めることができる。

選挙権、被選挙権
 A 当該農業委員会区域内に住所を有する満20歳以上の者
 B ・ 30a以上の農地につき耕作の業務を営む者
 ・ その者の同居の親族又はその配偶者で年間60日以上耕作従事
 ・ 30a以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の構成員で年間60日以上耕作従事

所掌事務

法令業務

- ・ 農地法その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律によりその権限に属させた事項
- ・ 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

意見公表等

- ・ その区域内の農業及び農民に関する事項について
- ・ 意見の公表
- ・ 他の行政庁への建議
- ・ 諮問に応じた答申

振興業務

- ・ 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
- ・ 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項
- ・ 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- ・ 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- ・ 農業及び農民に関する情報提供

北海道の農業委員会の現状

(1) 農業委員会及び農業委員数

- 北海道の農業委員会及び農業委員数は、市町村合併により減少が進み平成24年10月現在、179市町村のうち169市町村で170委員会（北見市に2農業委員会）が設置されており、農業委員数は、2,396人
- 全国では、1,713委員会、36,034人
- 選挙委員1人当たりの担当耕地面積は481haで、都府県の約5倍

▼北海道の農業委員会及び農業委員数

	市町村数	農業委員会数	農業委員数			耕地面積	選挙農委1人当たり担当耕地面積
			選挙委員	選任委員			
			人	人	人	千ha	ha
北海道	179	170	2,396	1,700	696	1,153	481
都府県	1,564	1,543	33,622	25,415	8,207	3,406	101

(2) 認定農業者及び女性農業委員数

- 北海道の農業委員の82.2%が認定農業者であるが、都府県は30.0%
- 一方、女性農業委員の割合は2.7%と都府県の5.7%より低い

	農業委員数				
	人	うち認定農業者		うち女性	
		人	%	人	%
北海道	2,396	1,969	82.2	65	2.7
都府県	36,034	10,664	30.0	2,070	5.7

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」

(北海道は平成24年10月、都府県は平成23年10月現在)

規制改革実施計画

平成 26 年 6 月 24 日
閣 議 決 定

②農業委員会等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。 また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。 さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
3	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
4	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。 なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
5	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
6	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省

7	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
8	違反転用への対応	優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
9	行政庁への建議等の業務の見直し	農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
10	転用制度の見直し	植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省
11	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度検討開始	農林水産省

「日本再興戦略」改訂 2014
－未来への挑戦－

平成 26 年 6 月 24 日

	<p>税制改正要望等</p>		<p>農地</p>		<p>予</p>		<p>めた耕作放棄地の発生防・解消対策</p>		<p>必要な法制上の措置</p>			<p>○米政策の見直し ・5年後(2018年産)を目 ずとも需要に応じた生 数量目標の配分に頼ら よう取り組むことを決定</p>		<p>②農業委 生産法・農業協同 一体 ○農業委</p>		<p>③その他</p>																						
												<p>・今後10年間 (2023年まで)で 全農地面積の8 割が担い手に よって利用される。</p>													<p>・今後10年間 (2023年まで)で 資材・流通面等 の産業界の努力 も反映して担い手 のコメの生産コス トを現状比4割削 減する。</p>													<p>・今後10年間 (2023年まで)で 法人経営体数を 2010年比約4倍の 5万人とする。</p>